

○大府市家庭児童相談室事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における児童の育成に関する諸問題について相談に応じることにより、問題の早期発見及び早期解決に結びつけ、児童の健全育成を図ることを目的に実施する大府市家庭児童相談室事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施場所)

第2条 事業を実施するため、大府市社会福祉事務所に家庭児童相談室を置く。

(職員)

第3条 事業を実施するため、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする業務を行う職員として、家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、大府市家庭児童相談員及び大府市家庭児童相談心理支援員をもって充てる。

(実施日等)

第4条 事業は、大府市保健センターの開館日に実施するものとする。

2 相談時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、実施日及び相談時間を変更することができる。

(職員の職務)

第5条 職員は、家庭児童相談職務日誌を記入し、職務内容について明確にするものとする。

2 職員は、相談を受けた児童の指導に当たり、次の事項に努めなければならない。

(1) 集団的及び個人的指導機能を十分活用すること。

(2) 児童委員、教育委員会、愛知県知多児童・障害者相談センターその他の関係機関と緊密な連携を図り、迅速かつ的確に対応すること。

(3) 家庭児童相談登録台帳及び家庭児童相談室記録票を作成し、事業を効果的に実施すること。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。